

ガイドブック

新田小学校

PTA

令和6年4月版



『子供たちの未来のために！』

「新田小 PTA」は、子供たちが安全でより楽しい学校生活をおくれるよう、さまざまな活動を行っています。『子供たちのために』保護者が無理をすることなく活動できる会を目指して、一緒に取り組んでいきましょう！

江戸川区立新田小学校 PTA



目次

☞	「新田小学校PTA」について	・・・P3
☞	新田小学校PTA 組織図	・・・P4
☞	総会・役員会・運営委員会について	・・・P5
☞	役員会	・・・P6
☞	学級委員会	・・・P7
☞	広報委員会	・・・P8
☞	校外委員会	・・・P9
☞	新田小おまつり実行委員会	・・・P10
☞	学校行事委員会	・・・P11
☞	PTA会費と補償制度について	・・・P12
☞	委員・役員の選出方法と役員および委員長免除制度	・P13
☞	うみかせ学級のPTA活動	・・・P14
☞	活動にあたっての注意事項とお願い	・・・P15、16
☞	地域団体及び児童委員の紹介	・・・P17



「新田小学校PTAについて」

✿ PTAってどういうもの？

PTAとは、Parent(ペアレント)Teacher(ティーチャー)Association(アソシエーション)の略称です。

その名のとおり、PTAとは保護者会員と教職員会員が一体となって子供たちの健全な育成に取り組んでいる組織です。

「学校と家庭と社会との密接な協力」と「会員相互の親睦と教養の向上」を図りながら積極的に子供たちの育成にかかわっていきましょう。

★新田小学校PTAの場合：

【新田小学校PTA規約】第2章

第2条 本会は、学校と家庭と社会の密接な協力により、児童の健全な成長をはかり、あわせて会員相互の親睦と教養の向上に努めることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的をとげるため、次の活動をする。

1. 良い保護者、良い教師となるため、研究しあう。
2. 学校と家庭との緊密な連絡によって、児童の郊外活動を指導する。

✿ 誰がするの？

PTA活動は、保護者の皆様の参加によって成り立っています。毎年すべての保護者と教職員が一緒になってPTA活動を行い、児童の健やかな成長を支えています。仕事や家庭の都合で参加度合いが違ふと思いますが、気軽に『できる時に、できる人が、できる範囲で』ご参加ください。

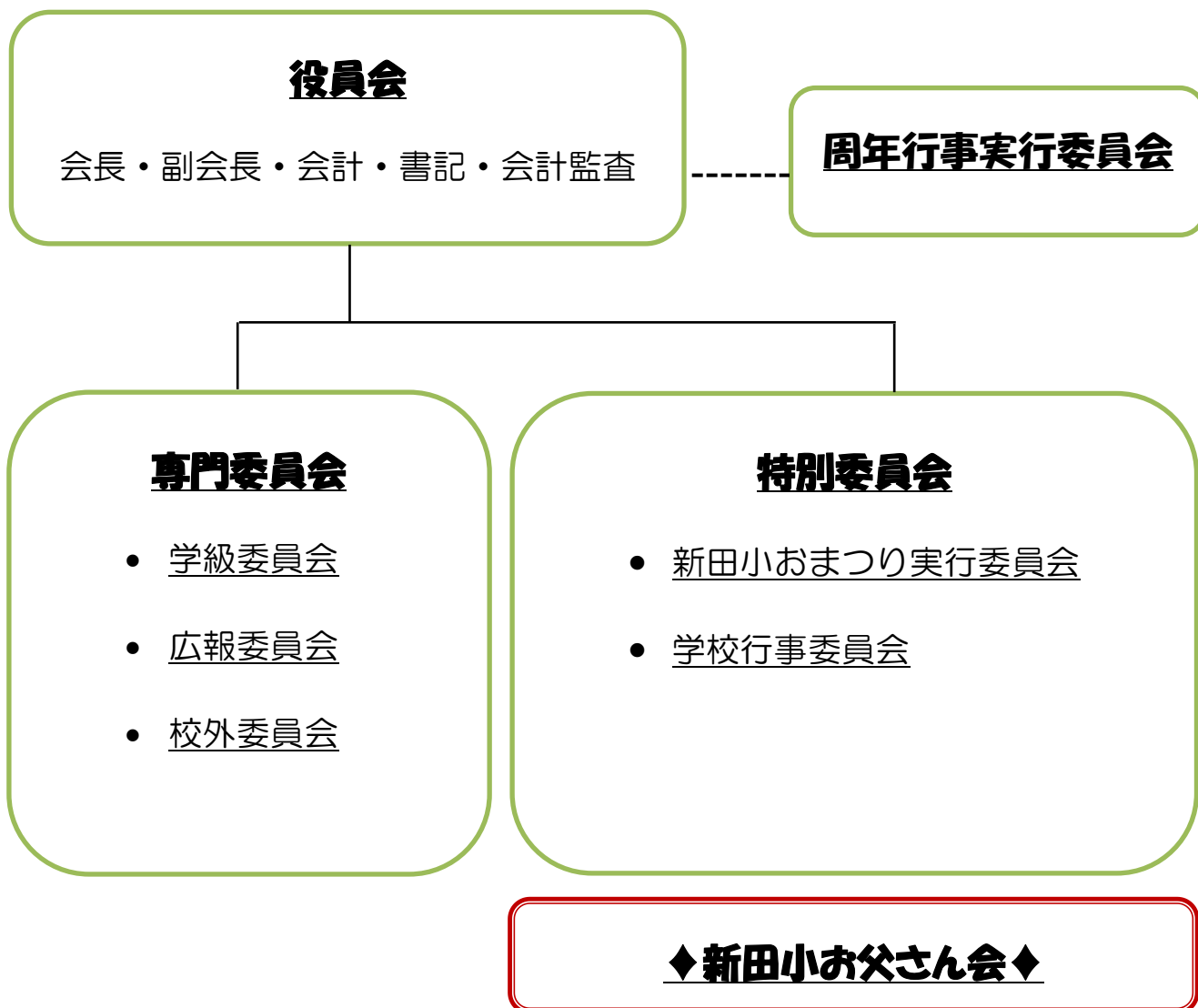
★新田小学校のPTAの場合：

【新田小学校PTA規約】第5章

第6条 本会は、次の会員で組織する。

1. 本校児童の保護者及び教職員。
2. 会員はすべて、平等な権利と義務を有する。

新田小学校PTA 組織図



✿ 周年行事实行委員会とは？

開校の周年記念で、お祝いの式典や祝賀会、企画・運営のために設けられる特別委員会です。主に元 PTA 会長の方々を中心に地域の方々、教職員、役員会で立ち上げられる組織です。

✿ 新田小お父さん会とは？

新田小在校生、または卒業生のお父さん達で結成されている団体です。運動会などの学校行事、お祭り、校庭キャンプ、6年生を送る会など、子供たちのためにさまざまなイベントに取り組んでいる団体です。

『総会・役員会・運営委員会について』

総 会

委 員 総 会 (全 PTA 会 員)

役 員 会

- 会 長 (P.1 名)
- 副会長 (P.若干名、T.1 名)
- 書 記 (P.若干名、T.1 名)
- 会 計 (P.若干名、T.1 名)
- 会計監査 (P.若干名、T.1 名)

P・・・保護者、T・・・教職員

運 営 委 員 会

- 学校長、副校長
- 役員 (同左)
- 学級委員会 委員長
- 広報委員会 委員長
- 校外委員会 委員長
- 新田小おまつり実行委員会
委員長
- 学校行事実行委員会 委員長

※必要に応じて臨時役員会、臨時運営委員会などの活動がある場合もあります。

役員会

🍀 会長

- 会を代表して、会務を総括する。
- 各行事に出席、及び挨拶。
- PTA 会員宛の書類等の確認。
- 近隣校との協議会参加……………など

🍀 副会長

- 会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 役員会・運営委員会の司会進行。
- 周年行事等の参加。
- 新役員に役員会ファイルを渡し、新旧顔合わせの日程を伝える。
- (夏・秋) クリーンデイご案内の配布、当日軍手の配布。
- 江小 P 連中央研究会等に出席……………など

🍀 会計

- 会計事務を処理し、この会に関する物品を管理。
- 新 1 年生の児童数と新年度の家庭数の確認。
- 収支決算書、次年度予算(案)の確認及び作成。
- 決算報告……………など

🍀 書記(内:名簿係、IT 推進)

- 会の議事を記録し、文書を保管し会の庶務を行う。
- 役員会・運営委員会についての日程作成、事業計画案の確認。
- 配布物・各マニュアル・レジューメ・日程表の作成、印刷、配布。
- 委員記入表・希望届け・各委員会名簿、役員会連絡簿の作成
- GoogleForm でのアンケート作成、集計……………など

🍀 会計監査

- 本会の経理を監査する。
- 会計業務のフォロー……………など

🍀 顧問【関連事項】

- 役員会の要請に基づき、会の重要事項について顧問に応じます。
- 選任は 15 条に基づき、その年度の役員会が行います。

学級委員会

活動の目的

学級PTAの代表として学級をとりまとめます。

保護者間と担任との連絡・協議・協力・交流を図り児童の健全な育成に努めます。

主な職務と活動内容

- ① 新年度1、3、5年生を対象に所属委員会希望調査、調整をしその結果を役員会に報告
【都度 所属委員会希望調査】
 - ・転入生
 - ・6年生対象（兄弟姉妹1、3、5年生在籍の方）
 - ② 江戸川区主催『水と緑に親しむ会』参加
 - ③ 春のPTAセミナー、バズディスカッション等参加
 - ④ 給食試食会の企画・運営
 - ⑤ 新田フェスティバルのパレード（飲み物等の差し入れ）
 - ⑥ 6年生体育大会等の参加（Tシャツ・のぼり・差し入れ等準備）
- ※⑤⑥は6年生の学級委員が対応、5年生引継ぎ有り

※クラス内委員数※ 5名程度

広報委員会

活動の目的

学校教育全般の活動を会員、関連校及び地域の方々に知らせる為、会報を発行します。

主な職務と活動内容

- ① 学校行事の取材
- ② 広報誌『新田』の作成、発行、関連校及び地域の方々への配布

※クラス内委員数※ 2名程度



校外委員会

活動の目的

子どもたちが安心して学校生活を送れるように、地域、教職員、保護者と共に連携し、見守る活動をする。

主な職務と活動内容

- ① 旗持ち当番名簿の作成及び保護者への依頼。
- ② 安全安心パトロール、手紙配布、子ども110番の掲示場所の地図の配布。
- ③ 入学説明会事前準備、当日お手伝い。

※クラス内委員数※ 希望2名程度

新田小おまつり実行委員会

活動の目的

地域の自治会、学校、PTA や各種団体・企業と協力して子供たちが楽しい学校生活をおくれるようにイベントに参加します。

主な職務と活動内容

✿ 5月下旬の日曜日に開催される『四季の道・新田地域ふれあいフェスティバル』に出店する模擬店（例年：くじ引き）の企画・運営を行います。

- ① 模擬店の内容決定、商品の買出し等準備。
- ② 前日までに景品、備品の準備。
- ③ 当日、模擬店開店・終了後片付け。
- ④ 年度末、次年度開催のフェスティバル理事会に出席。

✿ 8月（第1の土日）に開催される『新田町会盆踊り』に出店する模擬店（例年：くじ引き等）の企画・運営を行います。

- ① 模擬店の内容決定・商品買出し等準備。
- ② 模擬店参加団体打ち合わせ会出席。
- ③ 当日、模擬店開店・終了後片付け。

✿ 子どもたち・保護者・先生・地域の方々の心のふれあいを目的とした『新田小親子まつり』の企画・運営を行います。

- ① 日程（例年：10月学校公開後の土曜日）の決定。
- ② 委員会内で企画内容の決定、サークル団体への出店依頼。
- ③ 企画ごとに発注、看板 etc…備品用意。
- ④ 清掃局、消防署、保健所へ書類提出。
- ⑤ 当日に向けて全体会を開催（タイムスケジュール、衛生管理等、企画ごとに打合せ）
- ⑥ しおり作成及び発行。
- ⑦ 当日、設営・準備・運営、終了後、片付け・清掃。

✿ クラス内委員数 ✿ 8名程度（クラスの人数により変動）

学校行事委員会

活動の目的

児童への奨励品の選定、及び会場整理の手伝いを行います。

主な職務と活動内容

🍀 運動会

- ① 児童への奨励品を決定し準備。
- ② 当日、会場整理・行事終了後片付け。

🍀 他の学校行事

学校からの要請に応じ、受付や会場整理の手伝いを行います。

※クラス内委員数※ 8名程度（クラスの人数により変動）



『PTA会費と補償制度について』

PTA会費

- 1 家庭につき年額3,000円です（兄弟姉妹の分の会費は発生しません）。
- 1 年分を引き落としにて集金します。
- 転入の際はその年度の会費が発生しません。
- 転出の際はその年度の会費の返金を行わないこと御了承ください。

PTA団体総合補償制度

本校PTAでは、会員及び児童が安心してPTA行事に参加できるようにする為、団体総合補償制度に加入しています。

補償制度加入対象者

児童、保護者全員及び教職員全員です。

補 償 の 対 象

PTAが主催・共催するPTA行事に参加中の傷害事故が補償の対象となります。尚、自宅と行事会場との往復途上を含みます。

補償の役割

PTA行事に参加している際、以下のような補償がされます。

- ① PTAの役員や、責任者の不注意、管理や指導のミスによって児童、会員またはその他の第三者の身体、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金。
- ② 第三者から借用していた物品を損壊したことについて、管理者として法律上の損害賠償責任を負った場合に被る損害（損害賠償金、応急手当費用、争訟費用等）に対する賠償金。

『委員・役員の選出方法と役員および委員長免除制度』

🍀 役員・各委員の選出

役員は4月の保護者会で互選により選出されます。新年度の委員会の委員長および3役に選出されている方は、役員決めの互選の対象外となります。

役員に選出されなかった方は各専門委員会・各特別委員会のいずれかの委員会に所属します。改選のない学年（2・4・6年）は前年度と同じ委員会になり、改選のある学年（1・3・5年）は希望委員会調査を元に決定します。

1 クラス内の各委員数の目安は各委員会ページを参照ください。

🍀 委員長・3役の選出

各委員会の委員長は、3月に開催される運営委員会までに各委員会で選出します。同時期に各委員会の3役（副委員長、書記、会計）を決めることもできます。

各委員会の3役は前年度中に選出されていない場合、4月中に新委員の中から互選により選出されます。

※委員長の選出方法

- 基本的には学年に関係なく現在所属している委員の中から選出します。
- 選出の順序や方法・複数の立候補があった場合の選出方法は各委員会に任せます。
- 現委員長は次期委員長への引継ぎを考慮し、選出方法・時期を決めてください。

例) 委員会内で立候補を募ります。

〔次年度改選となる学年の委員（現2・4年・※6年）が立候補することもできます。〕

- ※ 現6年の立候補は他の学年にきょうだいがいる場合
- 立候補がない場合、次年度改選のない学年の委員（現1.3.5年）の中から選出します。

🍀 免除制度および免除行使書

- 免除制度
各委員会委員長および役員には、改選後、免除行使書が発行されます。
- 免除行使書
免除行使書を持っている方は、委員会委員長および役員が永久免除されます。
免除行使書は役員会で管理します。
- その他
免除制度とは別に、既に新年度の委員会の委員長および3役に選出されている方は、役員決めの互選の対象外となります。

うみかぜ学級のPTA活動

🍀 役員・各委員の選出

- うみかぜ学級の役員・各専門委員会・各特別委員会の委員選出に制限はありませんが、基本的には、役員会・学級委員会・広報委員会のいずれかに所属していただきます。
- 3つの委員会には、なるべく均等に所属していただきます。

🍀 他の学級にきょうだいがいる場合の委員会所属

- 他の学級にきょうだいがいる場合は、学年の上下に関わらず、うみかぜ学級での委員会所属及び選択を優先にします。
- 他の学級と同じく、委員会には原則2年間所属し、1.3.5年の4月の保護者会の時に改選となります。
- 他の学級と同じく、改選後に転入された場合は、学級委員会より委員会選択の希望調査があり所属委員会が決まります。
- うみかぜ学級を卒業後、学校にきょうだいが残っている場合は、きょうだいの学年を基準に通常の委員会選択の方法に戻ります。

🍀 所属委員会における活動について

- うみかぜ学級の所属役員会・委員会での活動に制限はありませんが、原則的に、役員会に所属した際は副会長を、役員会以外の委員会に所属した際は4役（委員長・副委員長・書記・会計）以外での活動を担当していただきます。

🍀 所属役員会・委員会以外のPTA活動について

うみかぜ学級は下記の活動の対象外となります。

- 旗持ち当番
- 夏休みパトロール

『活動にあたっての注意事項とお願い』

学校施設の使用方法

- P T A活動を企画・実施するにあたって学校施設を利用する場合は、下記の手続きと注意を守って下さい。
- 使用時間は平日9：00～16：30を基本とします。16：45に玄関を閉めますので、時間外に使用したい場合はそのつど副校長先生に相談して下さい。
- 学校公開や行事・P T A会議などのある土曜日以外は、利用できません。

① 場所の取り方

- 教室
 - 会議室
 - 校庭
 - 体育館
 - フリールーム
 - 特別教室
- 副校長先生に確認の上、申し込んで下さい。
- P T A室・・・副校長先生に確認の上、「予定表」（職員室内）に記入し、予約して下さい。

- #### ② 体育館・校庭については、文化・レクの団体に貸し出されていたり、すくすくスクールで使用していたりする場合があります。
- 使用したい場合は2ヶ月前までに申し込んで下さい。

- #### ③ 施設使用後は、後の教育活動に支障のないように掃除をし、後片付けをきちんと済ませ、ゴミは持ちかえります。
- 特に家庭科室使用後は、衛生面や火の始末に気を配りましょう。

- #### ④ 学校敷地内は、全面禁煙です。

- #### ⑤ 全ての物品（マイク等）使用は、副校長先生に申し込んで下さい。



☘ コピー機・印刷機について

- ① ペーパレス化のため、できるだけ後述の「テトルでのお知らせ配信」を利用します。
- ② 印刷やコピーはPTA室にありますノートパソコンと複合機をご使用ください。
※ 活動以外での使用は禁止です。
- ③ 大量に印刷する場合は、印刷機を使用してください。
- ④ 故障の時は保守会社に連絡して下さい。
無理な操作はやめましょう。

☘ テトルでのお知らせ配信について

- ① 運営委員会、または役員会のライングループにて、テトルの文面と、添付する文書があれば原稿（Word、Excel、PowerPoint）を提示します。また、アンケートなど回答が必要なものは質問内容を合わせて提示します。
- ② 会長が依頼内容を確認し、IT推進にて、アンケートがあればGoogleフォームを作成します、アンケートへのリンクは添付する文書にアンケートのURLを設定したQRコードを追加します。出来上がったものを再度、会長が確認します。
- ③ USBメモリで以下のファイルを学校に持ち込み、副校長先生に確認と配信を依頼します。
 - ・テトルの文面
 - ・（添付する文書があれば）原稿とPDF
必要があれば学校側で原稿を修正してPDFを再作成します。
 - ・（アンケートがあれば）GoogleFormのスクリーンショット
- ④ 副校長先生、校長先生の確認を経てテトルでのお知らせが配信されます。

☘ 活動費について

- ① 活動費はPTA全会員から集金されたPTA全体の予算の一部です。有意義な活動を通じて会員全体に還元できるように大切に使用して下さい。
- ② 残金は無理に消化しようとはせず、期中または年度末で役員会の会計担当へお返し下さい。他の経費への補充や次年度への繰越として組み込みます。
- ③ 活動費使用時の証跡として、レシート・領収書・通帳明細を使用します。領収書の場合、宛名は全て『新田小PTA』とし、『お品代』ではなく、品名を記入して下さい。
- ④ 交通費として認められるのは、西葛西駅～目的地までの往復です。
※ 重量物を搬送する場合を除き、車のガソリン代、駐車場代は認められませんので、移動には公共の交通機関を利用して下さい。

『地域団体及び児童委員の紹介』

地域団体

★ 新田町会

- おおよそ北側を地下鉄東西線、東側を環状七号線、南側を左近川、西側は虹の広場通りに囲まれる広い地域の町会です。
- P T Aの行事には、代表の方に来賓としてご出席頂いております。

★ 新田住宅自治会

- 新田住宅にお住まいの方々による自治組織です。
- P T Aの行事には、代表の方に来賓としてご出席頂いております。

★ 新田小お父さん会

- P4 でもお伝えしておりますが、地域団体とは異なる、新田小に在籍する児童、または卒業生の父親によって組織されている会です。
地域のお祭りなどへの模擬店参加、卒業を祝うもちつき大会などを行っています。

民生委員・児童委員

- 厚労省の特別職公務員として、児童擁護の役割をになう民生委員・児童委員制度があります。親による児童の虐待や、経済的に困難な時期の子育ての助成（生活保護措置）等を担当しています。
- また、児童に有害な環境の排除等も、区役所・教育委員会・P T A等と協力して進める役割も持っています。
- それぞれの小学校の通学区域に在住される方が、その地区の担当委員に任命されており、随時相談に応じています。

— 詳細はP T A役員までお問い合わせ下さい。 —

